

平成 30 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
P E T ボトル事業部
(改定日：平成 30 年 7 月 1 日)

「平成 31 年度 P E T ボトル再生処理事業者登録」の 申請に係る重要事項（変更点等）

1. 登録申請に係る重要事項

平成 31 年度の登録申請内容は大幅に変更いたします。

(1) 平成 30 年度登録事業者の平成 30 年度登録施設は、提出書類を大幅に削減いたします。

※新規事業者及び登録事業者の新規施設は従来通り。

2. 登録申請に係る変更点

平成 31 年度登録申請において、主に平成 30 年度登録事業者における提出書類を削減。
それに伴い、下記書類の変更を実施。

(1) 登録申請事業者の区分の変更

登録申請対象者の区分を下記の 4 区分とします。

- ・区分①：平成 30 年度登録事業者。平成 30 年度登録施設。能力変更なし。
- ・区分②：平成 30 年度登録事業者。平成 30 年度登録施設。能力変更あり。
- ・区分③：平成 30 年度登録事業者。新規登録申請施設。
- ・区分④：新規登録申請事業者。新規登録申請施設。

それぞれの区分により、提出する書類が異なりますので注意すること。

(2) 引取同意書の提出時期の変更

- ・区分①、②、③：登録申請時には提出を求めません。

提出期間を登録審査結果通知後の 11 月中旬から 12 月中旬とします。

詳細は 11 月中旬に R E I N S（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のオンラインシステム）でお知らせします。

- ・区分④：提出期限、平成 30 年 7 月 31 日（従来通り）

(3) 再生処理施設及び登録申請書類の変更手続きの変更

- ・区分①、②、③の事業者における登録申請時の提出書類の変更に伴い、再生処理施設及び登録申請書類の変更手続きが一部変わります。
- ・平成 30 年度上期 再商品化事業者説明会関連書類の資料 8 「P E T ボトル再生処理施設の変更及び登録申請書類の変更等に関する手続きについて」が、資料 2 の参考資料 1 「P E T ボトル登録申請書類の変更等に関する手続きについて」に差し替えとなります。

以上